

育児休業手当金の受給に係る誓約書

私は、育児休業手当金の請求にあたり、次のとおり誓約いたします。

1 育児休業承認期間の変更等があった場合の対応について

育児休業の承認期間の延長又は短縮があったこと、1歳後請求について保育所の入所が認められたこと等により、育児休業手当金の請求期間に変更が生じた場合には、直ちに変更の請求書を提出いたします。

なお、上記変更等により、育児休業手当金を返納する必要がある場合には、振込手数料を含め返納金額を直ちに返還いたします。

2 育児休業手当金（1歳後請求）の手続について

地方公務員等共済組合法施行規則第2条の5の5第1項第1号及び第2条の5の6による育児休業手当金の1歳後請求については、速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望し、事前に基準日（子が1歳または1歳6か月に達する日）までを入所希望日とする保育所の申込みを行っており、基準日の翌日以降において入所できない状態（入所保留・待機状態）が途切れなく継続している場合において、その旨の市区町村の発行する保育所の入所不承諾（保留）通知書等を添付しなければ、認められないことを承知しています。

したがって、1歳後請求については、事前に十分に余裕をもって市区町村の保育所担当の窓口において、入所を希望する保育所の申込締切日等を確認し、基準日（子が1歳または1歳6か月に達する日）までを入所希望日とする保育所の申込みを行った上で入所が不承諾となった場合に、上記の書類を添付して請求いたします。

また、1歳後請求が行えるのは、市区町村の発行する入所不承諾（保留）通知書等の申込有効期限までであり、申込有効期限後も育児休業手当金を請求する場合は、入所不承諾（保留）通知書等の申込有効期限の満了前に、再度入所申込みを行い、新たに発行された入所不承諾（保留）通知書等を提出する必要があることを承知しています。

3 東京都職員共済組合が行う個人情報の照会について

育児休業手当金の支給要件の審査にあたって必要が生じた場合には、東京都職員共済組合が、市区町村の保育所担当の窓口など関係機関に対して、私の保育所の申込状況等の個人情報の照会を行うことを了承いたします。

年 月 日

東京都職員共済組合理事長 殿

〒
組合員 住所

氏名

印

* 組合員の「氏名」の欄は、記名押印することに代えて、自筆による署名をすることができます。